いちはら移住・定住促進応援事業フローチャート【R4.7月から】

あなたにぴったりの補助金は？

※本チャートはあくまでも目安となります。詳細については各事業の事前相談で確認させていただきます。

START！

NO →
YES ↓

市原市に３年以上居住する予定 → NO → 該当しません

YES ↓

市内に住宅を新築 or 中古購入 → 市内の賃貸住宅に居住 or 市内の住宅をリフォームする → 該当しません

↓

夫婦の所得の合計が550万円未満 → 市原市空き家バンク登録物件を購入 → 該当しません

↓

R4.1.1～R5.3.31に婚姻

↓

夫婦の年齢が39歳以下

↓

結婚新生活応援事業（住宅取得）

に該当する可能性があります！

中学生以下の子供がいる(妊娠中含む)

↓

夫婦いずれかの親世帯が市内に１年以上居住

↓

親世帯の住宅から新居の距離が2km以内（同居含む）

↓

住宅取得から１年経過していない

↓

三世代ファミリー定住応援事業

に該当する可能性があります！

購入物件をリフォームする（ゴルフ・アート・農業関連の施設整備を含む）

↓

空き家バンク事業（リフォーム等補助）

に該当する可能性があります！

夫婦の所得の合計が400万円未満

↓

R4.1.1～R5.3.31に婚姻

↓

夫婦の年齢が39歳以下

↓

結婚新生活応援事業（賃貸・リフォーム）

に該当する可能性があります！

【お問い合わせ先】市原市住宅政策課　TEL：0436-23-9841　Email：juutaku@city.ichihara.lg.jp